



① について

相続の際に、債務等のマイナスの資産を相続したくない等の理由で相続放棄をする場合、他に現金や土地などの資産(プラスの資産)を譲り受けていない事が条件になります。つまり、放棄する場合は全て受け取らないということになり、全てに対して放棄するということになります。現金のみ相続し、借金は放棄するといったことは出来ないということになります。

② について

(1)相続放棄とは、その人は初めから相続人では無かったこととして取り扱われるため上記でも説明の通り、全ての財産について放棄することになります。(2)相続分の放棄とは、ご自身で放棄証明書等を作成し、相続分を放棄することで、相続人としての地位は残ったままになります。(3)分割協議によるゼロ取得も、分割協議の場で資産を取得しないと決定しただけのため、相続人としての地位は残ります。もし、相続後に新たな債務が発見された場合(1)については相続人ではないため責任は生じません。(2)(3)については相続人としての地位が残っているため、債権者から請求等された場合は返済の義務が発生します。相続放棄は家庭裁判所に提出しないとイケないですが、相続分の放棄は、特別な手続きも必要無いため、自分では相続放棄をしていたつもりでも、実際は相続分の放棄だったということでトラブルにもつながりますので、十分注意してください。

③ について

遺言による贈与を遺贈と言います。財産が多く、相続人が分割の際に困りそうな方、特定の方に相続したい財産がある方、その他ご自身での財産について希望のある方は、遺言の作成が効果的です。ですが、ご自身で作成されると遺産分割協議の際トラブルになってしまったり、遺言を作成することで話がややこしくなってしまう場合があるそうなので、早めに専門家の方と相談して作成することをおすすめしています。

今回の登記関係や相続関係のことについて、ご相談されたい方がいらっしゃいましたら当事務所の担当者までお気軽にご相談ください♪



◇申告書の提出期限

提出月	8月	9月	10月
確定申告	6月決算	7月決算	8月決算
予定申告(年1回) 消費税(年3回)	12月決算 9月、12月、3月	1月決算 10月、1月、4月	2月決算 11月、2月、5月



アークグロー・パートナーズ
税理士法人

Arc Grow Partners Tax Accountant Corporation

アークグロー・パートナーズ税理士法人

【本社】 〒524-0042

滋賀県守山市焔魔堂町 121 番 1

TEL 077-598-0473 FAX 077-598-0474

【東近江市】 〒527-0021

滋賀県東近江市八日市東浜町 5 番 39 号

TEL 0748-23-1039 FAX 0748-23-6717